

政治資金監査報告書の記載について

政治資金監査報告書は、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載することとしているが、以下の点に留意して記載することが適当である。

I 「1 監査の概要」

1 「1 監査の概要」(1)及び(3)の政治資金監査の対象書類の記載について

「1 監査の概要」(1)及び(3)の政治資金監査の対象書類については、制度上政治資金監査の対象となる書類や会計責任者の作成・徴取義務がかかる書類をその有無を含め確認したことを明確にする観点から、当該書類の有無にかかわらず、記載例にある書類「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」をすべて記載すること。

II 「2 監査の結果」

政治資金監査報告書記載例(1)～(3)のいずれの例による場合でも、監査報告書中「2 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。

1 「2 監査の結果」(1)の保存書類の記載について

「2 監査の結果」(1)の保存書類については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。

また、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載することが望ましいものであること。

なお、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」とは、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書をいう(法第19条の1第1項)ことに留意すること。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書のいずれかしか存在しない場合には、当該保存されている書類を記載することが望ましいものであること。

(例1) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が存在しなかった場合
(1) 法第19条の1第3第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

(例2) 振込明細書に係る支出目的書が存在し、領収書等を徴し難かった支出の明細書が存在しなかった場合

(1) 法第19条の1第3第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

2 「2 監査の結果」(3)の収支報告書の支出の基礎となる書類の記載について

「2 監査の結果」(3)の収支報告書の支出の基礎となる書類については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。

なお、「2 監査の結果」(1)で保存されていることを確認した書類と一致すること。

(例) 上記1 (例2) の場合

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

3 「2 監査の結果」(4)の領収書等を徴し難かった支出の明細書等に関する記載について

「2 監査の結果」(4)の領収書等を徴し難かった支出の明細書等に関する記載については、領収書等を徴し難かった支出の明細書等が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。

(例) 上記1 (例1) の場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

(例) 上記1 (例2) の場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

4 「収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合」の記載について

収支報告書に支出が計上されていない政治団体については、支出が計上されていないことを明確にしておくため、政治資金規正法上、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、当該政治団体に対する政治資金監査としては、会計帳簿と収支報告書に支出が計上されていないことの確認を行うこととなるが、この場合の監査報告書中「2 監査の結果」は、以下の記載例によること。

(例)

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書(※1)は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

5 領収書等を徴し難かった支出の明細書等又は領収書等亡失等一覧表の記載不備等があった場合の記載について

政治資金監査報告書において、政治資金監査報告書記載例(3)の別記に記載する取扱いとなるが、具体的な記載については、統一的な運用を図る観点から、政治資金適正化委員会に照会すること。